

📅 6月～11月 各保険者

第三者行為求償事務保険者巡回支援

## 求償案件の早期発見・委託に向けて 保険者に出向いて事務処理を説明

求償対策室では、第三者行為損害賠償求償事務の円滑な運用を目的として、隔年で保険者説明会と巡回支援を実施している。今年度は巡回支援で、保険者から希望を募り、希望のあった30保険者の庁舎に職員が出向いて、6月下旬から順次実施しているところである。

支援内容としては、まず求償事務の概要と実績を説明したうえで、過去に保険者から照会のあった事項を中心に窓口での対応方法や、本会に事務委託を行う際の留意点、事故の発見方法などについて説明しており、対策室では「保険者における求償案件の早期発見・早期委託等に役立てていただきたい」と話している。

今年度の巡回支援は11月下旬まで実施する予定。



📅 7月1日 熊本大学山崎記念館

平成27年度第1回保健事業支援・評価委員会

## 保険者のデータヘルス計画を評価、助言

本会では、昨年度から外部有識者8人による保健事業支援・評価委員会を設置して、保険者（組合、後期高齢者広域連合を含む。）がPDCAサイクルに沿った保健事業を展開できるよう支援している。昨年度は「国保ヘルスアップ事業」実施の9保険者を対象にしたが、今年度は支援を希望する全保険者（28保険者）を対象に実施する。全3回の予定で、7月に第1回を開催した。

委員会開催に先立ち、委員の保健師と熊本県のヘルスアップ事業担当者、事務局が2回にわたって各市町村の事業計画の事前審査や整理を行い、資料を作成した。

第1回委員会には7人の委員が出席し、荒木栄一委員長（熊本大学大学院生命科学研究部代謝内科学教授）の司会で進行した。今回は「国保ヘルスアップ事業」実施市町村の個別の事業計画について、①健診未受診者対策②生活習慣病予防事業③二次検査の実施一などの視点から検討した。まず事務局が、各市町村の計画を整理した資料について要点を説明した後、委員が内容を細かくチェックしながら意見を出し合い、助言を行った。

①健診未受診者対策では、受診勧奨訪問の対象絞り込みや若者健診の実施、乳幼児のいる母親への対策などについて意見が交わされた。

②生活習慣病予防事業のうち発症予防事業では「継続するために、(食事は難しいが)運動は集団での取り組みが効果的」「男性にはポイント制の導入も有効では」などの助言があった。重症化予防事業では対象者の選定基準の見直しについて意見が交わされた。

③二次検査では、コストの問題もあったうえで、「心電図検査は5年ごとの節目健診で実施するのも一つの方法」「微量アルブミン尿検査、75g糖負荷検査などは早期発見につながりやすく、結果的に医療費削減になる」などの助言があった。

第2回は10月初旬に保険者参加のもと、公開による委員会の開催を予定している。(第3回は来年2月頃に開催予定。)



📅 7月10日 市町村自治会館別館

平成27年度第1回熊本県保険者協議会会議

## 平成26年度事業、決算などを承認

開会に当たり、平成27年4月に委員の異動により役員が空席になっていたことから、まず、新役員(※)を選出した。今年度の役員は次のとおり。

- 【会長】中熊秀光<sup>※</sup> 熊本市健康福祉子ども局次長(国民健康保険代表)
- 【副会長】林田千春 肥後銀行健康保険組合常務理事(健康保険組合代表)  
斉藤和則<sup>※</sup> 全国健康保険協会熊本支部長(全国健康保険協会代表)
- 【監事】川瀬修一 健康保険組合連合会熊本連合会事務局長(健康保険組合代表)  
古谷秀晴<sup>※</sup> 地方職員共済組合熊本支部事務長(共済組合代表)

その後、中熊会長を議長に選出して協議し、すべて原案どおり承認された。協議事項は次のとおり。

- 【議案第1号】平成26年度事業報告の認定
- 【議案第2号】平成26年度会計歳入歳出決算の認定
- 【議案第3号】平成28年度集合契約にかかる契約代表保険者の選定
- 【議案第4号】高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正による保険者協議会の法定化に伴う保険者協議会開催要領等の制定及び廃止
- 【議案第5号】熊本県地域医療構想検討専門委員会委員及び各地域医療構想検討専門部会委員の選出

議案第1号では、保険者協議会本会及び各専門部会から平成26年度実施事業が報告され、承認された。各実施事業は次のとおり。

- 協議会本会
  - 本会議開催、県内外の各種会議・研修会への委員派遣等
- 保健事業部会
  - 部会開催、「特定健診等担当初任者研修会」・「医療費適正化に向けた医療保険者合同学習会」の開催、特定健診啓発ポスターの作成と関係機関への配布、医療保険者間異動者の健診結果受け渡し様式の運用状況確認等

### ○医療費分析部会

部会開催、平成 24 年度特定健診データの集約と分析（医療保険者別、市町村別）、平成 24 年 5 月医療費データの集約と分析（医療保険者別）、退職者医療分析等  
議案第 3 号では、平成 28 年度の集合契約代表保険者を協会けんぽに決定した（27 年度は公立学校共済組合が担当）。

議案第 4 号では、熊本県保険者協議会の開催要領と設置運営規程、専門部会設置要綱を新たに制定し、これまでの設置規程と専門部会設置要綱を廃止した。

議案第 5 号では、医療法の改正により都道府県が地域医療構想を策定することになったことを受けて、熊本県が策定体制を整備し、地域医療構想検討に係る会議として「熊本県地域医療構想検討専門委員会」「各地域医療構想検討専門部会（全 11 地域）」を設置したことから、その委員 12 人を保険者協議会と各専門部会の委員から選出した。

引き続き、各専門部会から平成 27 年度事業計画について報告された。保健事業部会では昨年と同様に研修会の開催やポスター作成などを行い、医療費分析部会では平成 25 年度特定健診データと医療費データの集約と分析、その活用方法の検討、医療費分析に関する情報の共有、医療法に関する事務などを行うほか、両部会合同で医療機関受診者の健診未受診対策、データヘルス計画策定に取り組むことなどが示された。



最後に、熊本県医療政策課担当者から地域医療構想について説明があり、保険者協議会の委員からは、『「地域医療構想案の決定段階で、都道府県医療審議会、市町村及び保険者協議会の意見を聴く』とされているが、保険者協議会にどんな視点での発言が求められているのか、事前に示してほしい」「二次医療圏の見直しは」「受療率の推定方法が被用者保険の現状に合っていないのでは」などの意見、質問が出されていた。

📅 7月 27～29日 市町村自治会館

国保総合システム操作説明会

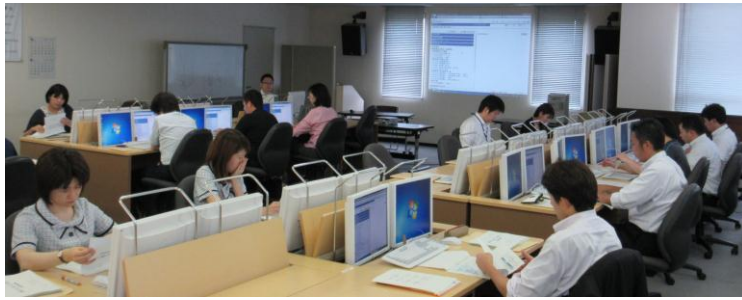
## PCを使って基本的な入力方法を確認

県内保険者の国保事務担当初任者を対象に、情報システム課が毎年開催しているもので、3 日間に分かれて計 33 保険者から 45 人の参加があった。

開会に当たって、河野情報システム課長が挨拶し、本会の個人情報保護対策（基幹系パソコンと情報系パソコンの遮断など）について説明するとともに、保険者でも同様の対策の徹底と、グループウェアローカルメールの日々の確認をお願いした。

続いて、担当者が療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、資格確認・給付点検及び被保険者異動情報に係る処理等の各共同電算業務について、これまでに問い合わせの多かった内容などを踏まえながら説明し、療養費と高額介護合算療養費については、参加者も実際に国保総合システムのパソコンを使いながら基本的な入力方法を確認した。

また、事業月報等の報告に係る資料や、保険者間調整の概要及び本会委託業務の一つである医療費通知に掲載する啓発資料についても説明した。



📅 7月31日 市町村自治会館

介護給付適正化システムによる提供情報活用研修会

## システムからの情報を介護給付適正化に生かすために

県内の介護保険者（市町村）の介護給付適正化担当者を対象に、介護保険課が毎年開催しているもので、本年度も内容別に3回に分けたプログラムで開催することになっている。

この日の第1回研修会は、初任者を対象にした適正化情報活用の基本的な内容で、27保険者から31人の参加があった。

本年度は介護報酬の改正に伴う適正化システムの機能拡充があるため、第2回と第3回はシステムの機能拡充が終了する11月に、拡充内容の説明を含めた研修会を予定している。

